

国民健康保険税を改正

国民健康保険は、被保険者の皆さんにご負担いただく保険税と国の補助金等によって運営されています。年々増加する医療費を賄い、健全な運営を図るため、税率等を次のとおり見直しました。

資産割を廃止

被保険者の固定資産税額に対してかかる資産割を廃止しました。

所得割の税率等を引き上げ

被保険者の所得に対してかかる所得割の税率、および、介護分の均等割を引き上げました。

課税限度額を引き上げ

地方税法の改正により、医療分の課税限度額が47万円から50万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額が12万円から13万円に引き上げられました。

●改正後の税率

医療分	改正前	改正後
所得割	7.0/100	7.1/100
資産割	4.5/100	—
均等割	26,000円/人	26,000円/人
平等割	21,100円/世帯	21,100円/世帯
限度額	47万円	50万円

後期高齢者支援金分	改正前	改正後
所得割	2.2/100	2.4/100
資産割	0.5/100	—
均等割	7,500円/人	7,500円/人
平等割	6,300円/世帯	6,300円/世帯
限度額	12万円	13万円

介護分	改正前	改正後
所得割	1.6/100	1.9/100
資産割	0.5/100	—
均等割	8,500円/人	8,900円/人
平等割	5,900円/世帯	5,900円/世帯
限度額	10万円	10万円

税率改正前後の試算額

例 夫婦と子ども2人 計4人加入

●夫の所得資産

営業所得 200万円
(所得割算定基礎額 200万-33万=167万)
固定資産税 10万円

●妻・子どもの所得資産はなし

※夫婦は40歳以上65歳未満で介護保険2号被保険者とする

改正前 年税額 370,100円
改正後 年税額 375,300円
375,300-370,100=5,200円
月々 約433円の増額

	医療分	支援金分	介護分
改正前	所得割	116,900 (167万×7.0%)	26,720 (167万×1.6%)
	資産割	4,500 (10万×4.5%)	500 (10万×0.5%)
	均等割	104,000 (26,000×4名)	30,000 (7,500×4名)
	平等割	21,100	17,000 (8,500×2名)
	合計	246,500	73,540
年税額	246,500	73,500	50,100
年税額	370,100円		
改正後	所得割	118,570 (167万×7.1%)	31,730 (167万×1.9%)
	資産割	なし	なし
	均等割	104,000 (26,000×4名)	30,000 (7,500×4名)
	平等割	21,100	17,800 (8,900×2名)
	合計	243,670	76,380
年税額	243,600	76,300	55,400
年税額	375,300円		

例 夫婦2人加入

●夫の所得資産

年金収入 260万円
(所得割算定基礎額 260万-120万-33万=107万)
固定資産税 10万円

●妻の所得資産

年金収入 70万円
(所得割算定基礎額 70万-120万=0)
固定資産税 なし

※夫婦は65歳以上で介護分については年金より特別徴収とする。

改正前 年税額 197,800円
改正後 年税額 195,900円
195,900-197,800=△1,900円
月々 約158円の減額

	医療分	支援金分
改正前	所得割	74,900 (107万×7.0%)
	資産割	4,500 (10万×4.5%)
	均等割	52,000 (26,000×2名)
	平等割	21,100
	合計	152,500
年税額	152,500	45,340 (100円未満切捨)
年税額	197,800円	45,300
改正後	所得割	75,970 (107万×7.1%)
	資産割	なし
	均等割	52,000 (26,000×2名)
	平等割	21,100
	合計	149,070
年税額	149,000	46,980 (100円未満切捨)
年税額	195,900円	46,900

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎ 65-0679 ☎ 63-4574